

令和6年度 志摩市まちづくり基本条例推進委員会 議事概要

日 時 令和7年2月25日(火) 14時30分～16時00分

場 所 志摩市役所 4階 401会議室

出席委員(敬称略)

柴原 伸行、里中 洋輝、山口 壽、小森 篤史、高木 美智代、
北井 美智子

欠席委員(敬称略)

井上 摩紀、溝口 幸夫、出口 勝美、大西 晶

事務局出席者

堀尾 清策(市民生活部長)、橋本 幸久(人権市民協働課長)、
大屋 正勝(人権市民協働課 市民協働係長)、
上田 拓也(人権市民協働課 主査)

議事概要

委員の過半数が出席のため、志摩市まちづくり基本条例推進委員会規則(以下、「規則」という)第6条第2項の規定により会議が成立したことを報告した。

1. 委員長あいさつ

志摩市まちづくり基本条例推進委員会 柴原委員長 あいさつ

2. 部長あいさつ

志摩市市民生活部長 堀尾 あいさつ

3. 委員自己紹介

各委員より自己紹介

4. 議事

規則第6条第1項の規定により、柴原委員長を議長として指名。

(事務局 説明)

①条例・規則

それでは、資料1として「志摩市まちづくり基本条例(以下、「条例」という。)」の逐条解説を付けています。改めて、本条例の作成に至った経緯等をご説明します。

平成18年3月に第1回「志摩市まちづくり基本条例市民懇談会」を開催し、以降3回の研修会と講演会を開催しました。

そして、平成19年7月に第1回「志摩市まちづくり基本条例策定委員会」を開催しました。これを5回開催し、条例の構想案から原案作成まで活発な議論が交わされ

ました。こうした議論を重ね、平成 20 年 6 月 30 日に条例が公布され、同年 8 月 1 日に施行されました。

施行に至るまでの間、旧町単位での対話集会や自治会単位での出張説明会、意見募集等、市民の意見を聴取する機会を幾度と設けました。

一方で、市職員対象の研修会を開き、条例の理念等について学びました。

市議会に対しては、全員協議会において平成 19 年 12 月条例素案の説明を、平成 20 年 5 月に条例案の説明を行いました。

条例案の作成に至るまで、三重大学の教授等、有識者の意見も取り入れながら、地域内の意見をきめ細かく聴取し反映すべく、議論に議論を重ねた上で出来上がった条例であります。

それでは、資料 1 の逐条解説を要約してご説明いたします。

- 前文の読み上げ
- 条例各条について、逐条解説の「解説」欄をもとに説明
- 規則の説明

②人事政策

条例の関連規定としまして、資料 6 ページの条例第 12 条に「自ら職務遂行能力の向上に努めること」が規定されており、第 14 条に「人事政策として職員の事務能力の向上や適切な人材育成の実施」等、市長の責務について規定されています。

この条例に関連するものとして、市では職員に対し、必要な知識や技能の取得等、能力向上に資する様々な研修を毎年実施しております。

内容としては、新規採用職員や管理職向けの研修、あるいは全職員対象のものや専門性のある研修など、様々な研修を実施しております。これらは、大半が三重县市町総合事務組合と言われる、一部事務組合が実施しておりますが、それ以外にも市の総務課が直接民間企業に委託し講師を派遣するものや市に在籍する法務監によるもの、あるいは他自治体や他団体が実施する研修への参加なども含まれております。

昨年度は、延べ 1,736 人が研修を受講しております。ただし、今回ここに掲載されている研修は、市の総務課が募集または取りまとめたもののみであり、実際には他部署がそれぞれ職員向けの研修を数多く実施しているため、受講者の延べ人数はこれより多くなります。

③広報・周知

条例の関連規定につきましては、資料 8 ページの条例第 20 条「情報共有の推進」として「市民の知る権利を保障し市政に関する情報を積極的に提供すること、また必要な情報収集等を行い市政運営に反映していく」というものです。

まず、資料 17 ページのとおり、本条例の存在や内容を広く市民へ周知・情報提供するため、昨年 9 月号で本条例に関する記事を掲載しました。

本条例は、市民の皆様はもとより、自治会やボランティア団体など各種活動団体における認知度はあまり高くないと思われまます。日頃から、本条例の目指す理念や目的

に沿った生活や活動を自然と実践されているところもあるかと思いますが、引き続き本条例の啓発を行っていきたいと思います。

次に、資料 18 ページをご覧ください。市民への情報提供について、市が行っている様々な情報発信ツールについてご説明します。市の一番大きな情報発信ツールは「広報しま」であると思いますが、ここでは、そういった紙媒体ではない、ホームページや SNS 等による情報発信を中心に取りまとめております。

●ホームページについて

まず、ホームページですが、1 日の平均アクセス件数をまとめています。アクセス件数は、合併以降、長らく 7~800 件/日程度でしたが、平成 27 年度あたりから増加傾向にあります。平成 27 年度の増加は、伊勢志摩サミットに起因していると考えられ、平成 28 年度にはサミットの開催に加え、ホームページがリニューアルされ、以前と比べて頻繁に情報を掲載できるようになったことによると思われる。

また、平成 27 年度から平成 31 年度までは少しずつ右肩上がりとなっていますが、令和 2 年度以降については、それまでの 2, 3 倍と大幅に件数が増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症によるものだと推測され、当時は、毎日発信されていた市内におけるコロナ患者の発生状況等の閲覧によるものや、特別定額給付金などのコロナに関連した各種給付金や事業者向けの補助金、減免申請等の手続きに関する掲載が、大幅な増加要因と考えられます。特に、給付金等の申請受付が開始されたときは、平均 5,000 件/日を超える日もございました。

そして、令和 5 年度になりますと、新型コロナ関連の情報が減ったこともあり、アクセス件数は大きく減少し、さらに令和 6 年度も直近までの平均では前年度を下回っております。しかし、それでもコロナ前に比べて、アクセス件数はかなり増加しているという状況です。

●各種 SNS について

近年は、SNS を活用した情報発信に力を入れており、YouTube のほか、Instagram や LINE、Facebook、X（旧 Twitter）など様々なツールを活用し、若い世代にも市の情報が伝わりやすくなっています。

それぞれのフォロワー数ですが、主に観光情報や自然の風景等を掲載している Instagram が最も多く、先月末時点で約 10,900 人となり、一年間で約 2,000 人増加しています。現在、三重県内で公式 Instagram を運営している 17 自治体の中で、フォロワー数は一位となっております。

続いて LINE ですが、こちらは主に市の行政情報を発信するものであり、色々な部署からイベント等のお知らせや募集、ごみ収集日のお知らせのほか、広報しまのデータ版や市内の道路や海岸のライブ映像、防災マップ等の様々な情報をすぐに見ることができます。こちらは、現在の登録者数は約 5,500 人ですが、1 年間で約 2 倍と大きく伸びています。

次の Facebook は、主に観光情報を掲載しています。フォロワー数は昨年から大きく増えておりませんが、県内 18 自治体が運営する Facebook の中で、一位のフォロワ

一数となります。

次の YouTube ですが、こちらは主に行政チャンネルの番組を掲載しているほか、イベント情報や地域のニュースを短くまとめたショートムービーを掲載しています。こちらは、昨年から 3 割程度登録者数が増加しており、県内でも登録者数の多いチャンネルとなっています。

最後に、X ですが、登録者数は少ないものの、昨年から 3 割程度フォロワー数が増えています。

なお、ここではインターネット等の環境に基づく媒体をまとめましたが、先ほど申し上げたとおり、一番の情報源はやはり「広報しま」であると思います。別で実施された「まちづくりアンケート」では、広報しまから市の情報を得ている方が圧倒的に多いという結果も出ております。

●各戸配布について

資料には掲載していませんが、特に高齢者にとって一番の情報源となるのが、自治会の皆様にご協力いただいている各戸配布・回覧になろうかと思えます。あくまで自治会加入世帯に限りますが、広報しまを含め、様々なイベント情報や生活に密着した行政からのお知らせ等を月 2 回各世帯へ配布或いは回覧しており、最も大切な情報発信の方法であると思います。

ただ、現在、志摩市の自治会加入率は全体で約 66% となっており、特に若い世代の加入率が低いものと推測されます。そういった世代は、先ほど申し上げたホームページや SNS 等、様々なツールを用いて、情報を受け取ってもらえるよう行政から積極的な情報発信を行いながら、あわせて自治会への加入を促進していかねばならないと思っております。

●市ホームページからの問い合わせについて

市役所の各課には、日々窓口や電話等による問い合わせが多数寄せられていますが、資料 19 ページに、インターネットを経由した問い合わせ件数をまとめています。

例として、人権市民協働課の問い合わせページを掲載していますが、各ページの下に「お問い合わせはこちらから」という項目があり、それをクリックするとページが切り替わります。そこで、メールアドレスや名前、住所等とともに問合せ内容を入力すると、すぐ担当課まで通知が届きますので、担当者が内容を確認のうえ対応しています。

次の資料 20 ページは、ホームページの問い合わせフォームから寄せられた件数について、令和 5 年度の 1 年間と今年度の 12 月までの件数を月別、担当課別でまとめた表となります。

令和 5 年度で特に件数の多かった部署は、環境・ごみ対策課が 50 件、観光課が 43 件、営繕室が 44 件、総合政策課が 72 件、秘書課が 46 件となります。

また、同様に、令和 6 年度 12 月までの合計と、令和 5 年 4 月から令和 6 年 12 月までの総合計をまとめており、最も問い合わせの多かった部署が総合政策課、次に環境・ごみ対策課、あとは観光課や課税課、営繕室となります。

これらの件数には、様々な企業や営業関連のものも多く含まれており、全てが市民や市外の個人からの問い合わせではありませんので、ご了承ください。

なお、問合せの多かった内容は、総合政策課であれば、ふるさと納税に関連するものが一番多く、その他は公共交通に関することや市制20周年記念事業等となります。その他、環境・ごみ対策課では、ごみの捨て方や分け方、ペット・野良猫等に関する問い合わせがありました。

観光課は、様々な企業からの案内や調査等が多く、観光関連の問い合わせは観光協会の方に寄せられているようです。

課税課は、市外の方からの税金や固定資産関係の問い合わせが多かったようです。

最後に、営繕室は、空き家を担当している部署になりますが、空き家に関する苦情ではなく、空き家バンクに登録されている物件に係る問い合わせや、空き家の解体にかかる補助金についての問い合わせがありました。

全体として、令和5年度は469件/年、令和6年度は12月末時点で385件となっており、令和5年4月からの通算で854件の問い合わせがありました。これらについては、それぞれ担当課にて電話やメール等で対応しております。

④情報公開

資料8ページに記載の条例第20条に情報共有の推進が、続く第21条の個人情報の保護に情報公開条例等の厳正な実施が、それぞれ規定されております。

これらの規定に係るものということで、令和5年度及び令和6年度における情報公開制度の運用状況について、部局ごとの請求件数をまとめています。

令和5年度は、合計88件の情報公開請求があり、個人情報保護制度の利用は7件となっております。

次に、令和6年度の運用状況ですが、令和7年2月初旬の時点で92件の情報公開請求があり、既に前年度を上回っている状況です。

なお、令和4年度は73件であったことから、制度が浸透してきていることもあり、年々利用数が増加している状況です。

●議事①～④質疑応答

(柴原委員長)

資料2ページの前文に「少子高齢化や地方分権が進展するなかで…」とありますが、現在の志摩市はそのような状況ではありません。

人口戦略会議が消滅可能性自治体を発表し、三重県で3番目に可能性が高い自治体が志摩市となっています。

観光面では多少回復の兆しもありますが、市全体を見渡すと、営業をやめる旅館や、昔からの営業形態を変える、あるいは閉店する居酒屋もあります。

また、市ホームページに掲載されていますが、市長は「更なるチェンジ」と言っています。SDGsも一層進んでいます。ただ、コロナ禍が過ぎ人々の考え方が変化してきている中で、この条例は、日本国憲法と同様に前文のある非常に重要なもので、他の

条例に先んじて制定しなければなりません。

そこで、1点目として、現状に合わせ条例を改定する考えがあるかどうか質問します。

2点目として、資料15ページに人事政策がありますが、インバウンドが叫ばれており、海外の方が志摩市へたくさん訪れるであろう中で、職員が外国語を習得する機会が設けられているのか、質問します。

3点目として、資料17ページの広報周知について、令和5年度に実施されたまちづくりアンケートでは、「何で市の情報を得ているか」という質問に対し、「広報しま」および「自治会の配布物」と回答した割合が同程度です。

また、志摩市の自治会加入率が66%程度ですが、北西地区の四日市市や鈴鹿市は80%以上の加入率である一方、南勢地区は非常に低い割合です。

このような中、情報を得るうえで自治会の配布物等が重要だと思いますが、SNS等だけではなく、こういった部分もてこ入れしていくのかを問います。

(事務局 (市民生活部長))

現状に合わせた条例の改定につきまして、本条例は施行してから16年程度経過しており、前文等は当時の状況を表現している部分はありますが、大きな方向性としては変わっていないと考えています。

改定については、「条例」であることから必要性をしっかりと議論して考えていきたいと思っています。

(事務局)

外国語の習得機会について、人権市民協働課には2名の外国人職員、国際交流員が在籍しております。1名がアメリカ人で、日本語、英語及び中国語を、もう1名がタイ人で、日本語、英語及びタイ語を扱うことができます。この2名の職員によって、職員を対象とした英会話教室を実施しております。

また、職員向けではありませんが、志摩市国際交流協会の主催で「しま日本語教室」を開催しています。当課も運営に協力しており、毎週金曜日の夜に教室を開催し、市内に在住する外国籍の方が参加し、語学学習だけでなく、講師の方ともコミュニケーションを深めています。

まちづくりアンケートについて、市内3,000名に送付し、1,200名弱の回答がありました。その中で、市に係る情報源として広報しまが60%程度、次いで自治会の回覧が30%程度で、この二つで大半を占めている状況です。

広報誌・SNS等の両輪で進めていかなければなりませんので、自治会に未加入の方等に対し、如何に市で加入促進していくのかも考えていく必要があります。

そして、若い世代等では、SNSを閲覧できる環境があったとしても、広報等に関心がない方もおられますので、見てもらいやすい、或いは見たくなるような情報発信を心掛けていかなければならないと思っています。

(高木委員)

市が多角的な視点から色々なことをやっているということ、もう少し知ってもらいたいと思っています。

こういった会議等に参加していくうちに、この条例は住民の幸せを一番に考えて作られているということが分かってきました。それを実現するためには、自治会等への参加が非常に大事だと思います。私は、こういう条例があって、みんなが作っていく町であること、まず市を好きになり、市民がまちづくりに参加する仕組みができればと思い、小中学校の授業に少し取り入れてもらったこともあります。

また、昔に子ども達も一緒に町の掃除をしていたこともあったと思いますが、そういうことも大事だと思っています。

(事務局)

本条例に直接関わるものではありませんが、市の他部署にて、市で活躍している方をお招きし、市への愛着を持ってもらう、或いは市でこんな活動をしている人がいる、こんなことができるということを知ってもらうべく、中学生向けの授業を実施しています。

また、当課の国際交流員で、中学1年生を対象とした授業を実施し、外国人差別の問題等について授業を実施しました。この他にも、小学校や中学校に出向くことがあり、「こういう条例がある」というより、市の良さであるとか、前述のような問題について考えてもらう機会を設けています。

(事務局 (市民生活部長))

市民との協働についてですが、令和6年度は、例えば、市制20周年記念事業で、子ども達も参加できるような近所の清掃活動やその他イベントも開催しました。

市民と協働して作り上げる、或いは清掃等の活動をすることは、まちづくりにおいて非常に良いことであると考えておりますので、今後もこのような機会を増やしていくと共にPRしていきたいと思っています。

(高木委員)

この条例をもう少し簡単な、小学生にも分かるような言葉で作ってはどうかと思います。いかにも法律という言葉だと、拒絶反応を起こしてしまうのではないかと感じます。

(柴原委員長)

条例も、制定されてから年数が経過していますし、内容を見直す時期に来ていると思っています。当初の趣旨も踏まえ、字句の修正等ではなく、皆で考えていかなければならないと思います。

(事務局 説明)

⑤公募委員・説明会等

●公募委員について

まず、条例の関連規定についてご説明します。資料 9 ページに記載の条例第 23 条「参画の形態」にて、市民が政策形成やその実施過程及び評価へ参画する機会として、審議会等の公募委員の募集や説明会、アンケート調査等を実施し、寄せられた意見等へ適切な対応をとるよう規定されています。

資料 23～24 ページについては、地方自治法に基づく審議会等に係る公募委員数調査となっており、市の様々な委員会や審議会において、どの程度の公募委員制度があるか、或いはその中で公募委員が何人いるかをまとめており、条例第 23 条第 1 号「審議会、懇談会等への公募委員の募集」の規定に基づいたものとなります。

まず、令和 5 年度末現在の状況です。資料の左上に記載されている 113 という数は、公募制度のある審議会等における委員総数で、本委員会もこれに含まれます。そして、その右隣に記載されている 14 という数が、志摩市で委嘱している公募委員数です。よって、公募委員数の割合は、その右隣に記載されている $14/113 = 12.4\%$ となります。なお、本委員会においては、井上委員に公募委員として委嘱させてもらっております。

その更に右隣の 47 という数は、志摩市で運営されている審議会等の総数で、その右隣の 11 という数は、47 ある審議会等のうち公募制度を導入している数で、本委員会も含まれます。よって、公募委員制度を導入している委員会等の割合は、その右隣に記載の $11/47 = 23.4\%$ となります。

なお、令和 5 年 3 月末時点での公募制度のある審議会等の割合は 16.7% でしたので、その割合は上昇しております。

また、まちづくりの最上位計画である第 2 次志摩市総合計画・後期基本計画における目標値は令和 5 年度末で 14%、計画最終年度の令和 7 年度末で 15% となっておりますので、令和 5 年度末時点で目標値を大きく上回っております。

次に、資料 25～26 ページに掲載している令和 6 年 12 月末時点の数値は、委員の改選等もあり、全体の委員数が多少変動しておりますが、公募制度のある審議会等の数の増減はありませんので、こちらも割合は 23.4% となっております。

●説明会・対話集会について

続きまして、資料 27～28 ページですが、条例第 23 条第 2 号の「説明会及び対話集会（タウンミーティング）の開催」に関する資料で、まずは令和 5 年度の実施状況となります。

広く市民の方にご参加いただき、様々なご意見等を頂戴できる重要な住民参画の機会です。昨年度の委員会でご報告した令和 4 年度から令和 5 年度途中の開催内容から殆ど変わっていませんが、令和 4 年度は新型コロナの影響もあり、あまり開催されていませんでした。しかし、令和 5 年 5 月に新型コロナに係る見直しが行われ、説明会等が開催し易くなり、これ以降順次開催されている状況です。

コロナ明けの最初に開催されたのが市政懇談会となります。自治会の皆様と協働で、コロナ禍において準備を重ね、5 月 24 日に開催することができ、233 名にご参加いただきました。

それ以外にも、7月には各町で市民集会を実施したり、環境・ごみ対策課で墓地管理に係る説明会を実施したりしており、このような説明会等へ延べ1,162名にご参加いただきました。

次の資料29～30ページに掲載しているのは、令和6年度における説明会等の開催状況で、1月末までのものとなります。集計時点で延べ989名の方にご参加いただいております。内容的には、大部分がデマンド交通に係る利用説明会であったようです。

●アンケート実施調査について

続きまして、資料31～32ページですが、条例第23条第3号「意見公募（パブリックコメント等）、アンケート調査等の実施」に係る資料で、令和5年度から令和6年度までの状況をまとめています。計画策定に係るものから事業実施に向けてのニーズ調査まで、様々なものが実施されています。

また、「アンケート実施概要」の項目に、送付した件数、回収した件数及び回収率をまとめています。実施総数に件数が入っていないものは、まだアンケートを実施していない、或いはパブリックコメントです。

なお、先ほど話のあったまちづくりアンケートは、3,000人の方に送付し、1,191人の回答がありました。

⑥市民集会システム

関連規定としまして、資料11ページの条例第23条「参画の形態」に、参画の機会を設けるとあります。また、条例第29条「市民自治活動の制度化」にて、自治会等と協議・検討のうへ「市民集会システム」を整備するよう規定されています。

資料33ページは、市民集会システムのフローチャートとなっております。大まかな流れとして、自治会や各種団体等で地域課題について話し合い、市へ要望・提言し、それに対して市は要望への回答や予算化に向けて検討・調整等を行う、というサイクルとなります。

市民集会システムの大きな柱として、例年5月頃に行われる「市政懇談会」と7月頃に行われる「地区市民集会」、各自治会からの要望を取りまとめ、市の回答及びランク付けをした「まちづくり記録帖」の作成がございました。

しかし、5月頃の市政懇談会と7月頃の地区市民集会を、内容を強化し統合したうえ実施してはどうかと、自治会の皆様と相談させていただき、令和6年度の7月に、新たに「まちづくり市民懇談会」を開催しております。

続きまして、資料34ページでは、平成27年度以降の市政懇談会や地区市民集会の開催状況を取りまとめています。市政懇談会と地区市民集会を統合した理由の一つとして、年々参加者が減少していることが挙げられ、令和5年度の合計参加人数が560人で、その前がコロナ禍を挟んで令和元年度となりますが、この年は680人が参加しており、この間だけでも120人減少しています。

このことから、より内容を充実させ統合してはどうかと考え、今年度実施したところ、参加者数は多少減少したものの、昨年度と同程度となりました。減少した原因の一つとして、一般参加者の減少によるものと思われま

⑦地域課題解決事業

関連規定としましては、資料 9 ページの条例第 26 条「協働の推進」、第 27 条「市民自治活動の推進」及び第 28 条「地域コミュニティの推進」となります。各々の条文で、行政機関と市民、自治会、多様なまちづくり団体等が協働で地域課題へ取り組むよう規定されています。

そこで、令和 3 年度から「地域枠事業」を開始し、令和 4 年度からは「地域課題解決事業」という名称で事業を実施しています。行政と自治会、地域の団体等が協働で地域の課題を把握し解決すべく、各町それぞれに 100 万円の予算を配分し、各支所が中心となり、自治会やまちづくり団体等と様々な事業を実施しています。

資料 35 ページが、令和 5 年度に実施された事業の一覧です。各町で多岐に渡る事業が実施されていますが、多くは防災対策や環境整備に係るものとなっております。また、地域活性化、魅力づくり等を目的としたアートプロジェクト等もあり、幅広く事業を実施しています。

これらの事業について、各町で支出額が 100 万円に収まるよう、様々な団体と協働しながら実施しています。

最後、資料 36 ページに、今年度の地域課題解決事業の実施状況を掲載しています。時期的に大半の事業は終了していますが、一部未終了のものもあり、ここに記載の予定で進めております。昨年度と同様に、防災対策や環境整備、施設修繕等を地域の課題と捉え、市の予算を元に地域と協働で事業を実施している状況です。

●議事⑤～⑦質疑応答

(柴原委員長)

地域課題解決事業について、運用規定はないと思いますが、誰が、どのような基準で採用するのか教えてください。

(事務局)

地域課題解決事業は、細かい規定や内規はありませんが、各支所が最も地域の事情を把握しているというところで、まずは各支所でどのような事業を、どのような団体と協働して実施するか考え、実施しております。予算についても、このような部分がある程度自由に活用できるようになっています。

阿児地区は当課が担当となりますが、まずは最も地域の実情や課題を把握している自治会にご相談し、その話し合いの中で提案のあった、関連する民間団体と協力し事業を実施しています。

(柴原委員長)

令和 3 年から本事業が始まりましたが、自治会以外で実績があるのは、「浜島町まちづくり委員会」と「じゃまテラス」しかありません。自治会中心となっており、各種団体にアナウンスしていませんが、よいのでしょうか。

(事務局 (市民生活部長))

確かに、公募のような方法でアナウンスしていないのが現状です。

各地区において推薦していただいたり、このような事業をしているといった情報をお聞きしたりして、各支所が本事業の趣旨に沿うかを判断する、という形で決めています。

(柴原委員長)

運用規定がない中、どのように判断していますか。

(事務局 (市民生活部長))

その事業が地域課題に資するか、地域の皆様が協働で実施できるか、地域の魅力発展に繋がるか、ということを各支所で判断し、事業を実施するか決定していると聞いています。

(柴原委員長)

本事業は500万円という大きな予算も充てていますので、ぜひ運用規定を作成してください。

(里中委員)

小さい自治会に携わってみますと、運用規定で厳密に定めるよりは、ある程度融通が利く部分があっても良いと思います。

大王町は4地区ありますが、その中で、今年はこの地区でこれをしよう、自分の地区は去年にしたから今年は別の地区でやろう、というように話し合っています。予算の使用用途や、金額は人数割りであるとかいう部分を厳密に決められると、100世帯もなく、年間3,000円の自治会費で運営している小さい自治会は立ち行かなくなります。数十万円支出したら、もう1年分の自治会費が全て使われてしまうわけですので、普段は小さい金額で事業を実施し、大きな金額が必要になったとき、その地区に優先して予算を充てる、というように、臨機応変に運用できるというのも、ありがたいところはあります。

委員長がおっしゃられることもその通りですが、融通が利く部分があるのも良いのかなと、私は思います。

(柴原委員長)

市内に50自治会あり、1,500世帯規模から数世帯のところまでありますので、里中委員がおっしゃられたことは私もよく知っております。

(山口委員)

100万円という予算をいただけるのは、本当にありがたいことです。

志摩町の場合、例えば、令和5年度の実施結果を見ていただくと、布施田地区は害

虫駆除に 20,000 円支出しており、それ以外の地区は十数万円以上の金額を支出しています。これは、布施田地区のごみ集積所は修繕が完了しており、それ以外の事業となると限られるため、布施田は 20,000 円で結構ですということで、話をしました。

他町の様子は存じませんが、志摩町の場合、間崎地区は離島で条件が特殊なため優先的にやろう、といった会長同士の話し合いで、その時の状況で臨機応変に予算を振り分けています。

(柴原委員長)

様々なご意見を頂戴しました。

5. 意見交換

(山口委員)

資料 17 ページ、中段「行政とは」の項目について、行政とは、「市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会および固定資産評価委員」とありますが、「市長」とは市役所全体を指しますか。

(事務局)

「市長」というのは、市長個人というよりも市長部局を指します。教育委員会や監査委員、農業委員会は、市長部局から独立した組織になりますので、これら全てをまとめて「行政」と呼んでいます。

なお、資料 21 ページの情報公開についても、市長、議会事務局、教育委員会等、部局ごとに請求先が分かれており、これら全てをまとめて「行政」ということになります。

(小森委員)

先ほどお話のあった条例の見直しにつきまして、資料 11 ページの条例第 32 条に「4 年毎に経済状況等の変化に対応しているか検討していく」旨の規定が設けられていますが、脱炭素や三菱商事も風力発電から撤退する等、社会情勢も随分変わってきていますので、条例を改正するまではいかずとも、各部署でいろいろ見直していただければ良いかと思えます。

あと、気になったところですが、人権や SDGs について行き過ぎた配慮が多いのではないかと思います。

(柴原委員長 結び)

そろそろ時間となりましたので、皆様のご健康とご多幸をお祈りしまして、この場を締めたいと思えます。皆様、ありがとうございました。